

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 河野研

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」に対するコメント

記

【質問への回答】

質問1及び2に対して同意しない。

【理由】

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引は、公正な時価をもって新株予約権を発行し、発行対象者は新株予約権の価値向上を期待して対価を支払う資本取引であると考えられる。

公開草案第17項(1)に「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引と類似している。」とあるが、企業に金銭を払い込むことが資本取引を意味するのであり、その特徴を除いたうえで議論を進めるのは前提条件を逸脱していると思料する。

そして、発行対象者が従業員や役員であることは本件会計処理を決定する条件にはならず、それを理由として報酬としての性格を持つと考えることには同意しない。

以上